

新 城 市 議 会

総 務 消 防 委 員 会

平成26年6月23日（月曜日）

総務消防委員会

日時 平成26年6月23日（月曜日） 午前9時00分開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 総務部、企画部、消防本部

| | |
|-----------------|------------|
| 第94号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第95号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第96号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第99号議案・第100号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第101号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第102号議案・第103号議案 | 「質疑・討論・採決」 |

出席委員（6名）

| | | | | | |
|-----|-------|------|------|------|--|
| 委員長 | 下江洋行 | 副委員長 | 村田康助 | | |
| 委員 | 柴田賢治郎 | 長田共永 | 丸山隆弘 | 加藤芳夫 | |
| 議長 | 夏目勝吾 | | | | |

欠席委員 なし

説明のために出席した者

総務部、企画部、消防本部の係長職以上の職員

事務局出席者

| | | | | | |
|--------|------|---------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 村田道博 | 議会事務局次長 | 中島 勝 | 書記 | 今野千加 |
|--------|------|---------|------|----|------|

開 会 午前9時00分

○下江洋行委員長 それでは、ただいまから、総務消防委員会を開会します。

本日は、20日の本会議において本委員会に付託されました第94号議案から第96号議案まで、及び第99号議案から第103号議案までの8議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第94号議案 新都市税条例等の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 第94号議案の軽自動車税の税率の特例の第16条附則と、それから後ろのほうに附則の第6条の平成27年3月31日、ちょっと済みません条文のことと、資料要求したところの37ページをちょっと教えていただけませんかでしょうか。

というのは、ちょっと私の理解が不足しているかもしれませんが、軽自動車税の税率の特例という第16条については、2行目の車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度についてというのは、当分の間、その当分の間というのはちょっと理由がよくわからないのと、これについては3,900円を4,600円に上げ、6,900円を8,200円に上げますよということと、逆に附則の第6条の平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対してということで、新条例第82条及び新条例附則の第16条の規定の適用について、これは今度は3,900円が3,100円に下がる、6,900円が5,500円に下がるという形ですけれども、ちょっとこの辺の理解が苦しいのと、資料要求した37ページのところ、これが逆に言うとこれは今度は上げるほうですから第16条のほうに適用していると思うんですけ

ど、この辺ちょっと教えていただけませんかでしょうか。

○下江洋行委員長 松下税務課長。

○松下 誠税務課長 失礼いたします。

今回の改正は、今、加藤委員さんが言われましたように、税額が下がるというような感じも発言の中であったと思うんですが、基本的に全部税は上がります。したがって、今回、13年を経過して14年に突入しますと、重課ということになるんです。実は、普通自動車は既にグリーン化税制というものがあって、13年を経過して14年に突入しますと税額が重課されています。

ところが、軽自動車税は30年近く全く同じ税額で推移していたものが、今回30年ぶりぐらいに課税変更になりますけれども、そのことを軽自動車税にもグリーン化税というものを該当させるようになりました。

したがって、皆様が持っている車両の中でそういう該当するような車両ですと再来年、平成28年度から重課されますという、回りくどい言い方で条例改正をしておりますが、簡単に申し上げますと、そういう形で税金はふえるということでございます。ですから、下がるということはありません。なおかつ、今、13年を経過する前まで乗っている車両については、13年を過ぎるまで現行税率でいきますが、それを過ぎますと重課という形になるということでございます。

○下江洋行委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 それが今言った第16条の関係の14年を経過した月の属する年度以降ということですね。

○下江洋行委員長 松下税務課長。

○松下 誠税務課長 はい、そうです。

○下江洋行委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 次に、第6条のほうは、これも申しわけないんですけども、この意味は、逆に言うと新条例第82条第2号アは、3,900円が3,100円に下がるという意味合いで

捉えていいのでしょうか。車両番号の指定を受けた、車両番号とは要するにナンバー登録というか、車両の登録を受けた3輪以上のという意味でいいですよ。そうすると、この軽自動車税にかかる新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用についてはこの下の表の3,900円が3,100円、6,900円が5,500円と下がるのかなと、ちょっと捉えちゃったんですけど、済みません。

○下江洋行委員長 資料要求の37ページのところを今見て言われたんですね。

○加藤芳夫委員 そうそう。それもあつし、こっちの条例も。

○下江洋行委員長 松下税務課長。

○松下 誠税務課長 この表のつくり方が3,900円対3,100円というような表になっていますが、3,100円が3,900円になるという表のつくりですので。

第6条の関係でございますね。

○下江洋行委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 「規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする」ということで、中欄が3,900円で右の欄は3,100円なると見えるけども、違う、これ。

2ページ前の文言と全く同じ字句で読み取ると……

○下江洋行委員長 松下税務課長。

○松下 誠税務課長 わかりました。ごめんなさい。

これは、まさに第6条の関係は、平成27年3月31日までに登録した車両は、先ほどちょっと申し上げましたけども、13年間はこの税額で3,100円、5,500円、7,200円、3,000円、4,000円という形で、現状の税額で対応させてもらうという条文であります。

○下江洋行委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 そうすると、この平成27年3月31日以前に初めて車両番号、要するに新車登録か中古車登録でもいいんですけども、

指定を受けたとき以前にということは、14年、13年までの間の車両についてはこれを適用するということですか。

○下江洋行委員長 松下税務課長。

○松下 誠税務課長 そのとおりでございます。それを先ほど説明の中でしましたけども、そのままずっと13年間は現状の税額でお願いしていくということでございます。

○下江洋行委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 それから2ページ前に戻って、14年を経過した月の属する年度以降の分については、逆に上げますよと、重課になりますよということで理解していいんですね。

○下江洋行委員長 松下税務課長。

○松下 誠税務課長 はい。

○下江洋行委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 次のページの9、法附則第15条の10第1項の耐震基準について、3月以内というところで、(1)から(6)まで適用というか、市長に提出しなければならないとなっている中で、(2)家屋の所在、家屋番号、種類、構造というか、要するにこの申請書にこういうものを添付しなければならないんですけど、必ずしも家屋というのは全部登記したと限らない、家屋番号がない、未登記物件なんか家屋番号がない、特に古いというか未登記物件がある場合の建物に、この申請書に必ずこの基準を当てはまるようになると、(2)というのは特に登記してある建物と未登記物件では違ってきちゃうと思うんです。この辺は別に、多少は見ていただけるということですかね。

○下江洋行委員長 松下税務課長。

○松下 誠税務課長 これについては、今、いろいろな話が出てますけど、耐震のものをしましようという中で、そうした場合には都市計画法に基づいた対応の中で出させていただいて、まず基準を満たしているか、耐震工事をしていただいた上でこういったものを添付して3カ月以内に出してくださいということ

にしております。ですから、これは全て出してくださいという話で、家屋になろうかと思えますけども。

○下江洋行委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 ただ、未登記物件の場合は、意外とお金がなかったら別に……

○下江洋行委員長 松下税務課長。

○松下 誠税務課長 そうですね。その場合には、ほかの部分の中で、応用の中でやらせていただくようになろうかと思えますけども。

○下江洋行委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 応用ということは、当然、建物登記がしてあれば所在地番や家屋番号や構造、用途が全部載っているのでの確に判断できるけども、未登記物件の場合、この括弧には一切表示があらわれてくる書類がないものですから、それは応用というか、その場でやっていただける。

○下江洋行委員長 松下税務課長。

○松下 誠税務課長 はい。

○下江洋行委員長 加藤委員、よろしいですか。

○加藤芳夫委員 はい。

○下江洋行委員長 それでは、ほかに質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第94号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第95号議案 新城市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

長田委員。

○長田共永委員 民に先駆けて公がやるとてもいい条例だと思います。

それを踏まえた上で、第2条についてお聞きしたいのですが、公務の運営に支障がないと認めるという場合で、例えば、可能性としては奥様というふうに前回の本会議の上で答弁があったと思うのですが、例えば総務部長の奥様が海外に行かれるということで総務部長がこれを申請すると、当然公務に支障があるというふうに思われるのですが、そうした場合のケースというものはどういうふうに判断するか、それだけ教えてください。

○下江洋行委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 委員さんが言われたように、そういったケースは当然想定されます。この休業制度の申請が1カ月前までに申請をすることになっておりますので、1カ月前までにとすることはかなりそれよりも前でもいいということであって、人事上の問題点がその申請から本当に休業制度を取得するまで何とか組織内で工夫ができれば、なるべくこの制度は使っていただくのが本意でございますので、承認するということになるかと思いますが、それが難しいということになれば、やはり要検討ということになるかと思えます。

○下江洋行委員長 竹下企画部長。

○竹下喜英企画部長 女性を対象に御答弁というふうに言われたんですけども、基本的には女性の場合も男性の場合もございますので、よろしく申し上げます。

○下江洋行委員長 長田委員。

○長田共永委員 それは重々わかっておりましたが、ただ例えば、自身が言ったのは、ある程度の役職の方、女性でも男性でももちろんそうでございます。

あわせて、当然これはもう配偶者ということですが、法上の配偶者ということで事実婚や内縁というものは認められないということですよね。その確認だけ。

○下江洋行委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 事実婚も認められます。

○下江洋行委員長 長田委員。

○長田共永委員 法上で配偶者の場合でこのケースの条例で事実婚は認めるということで、今の発言はよろしいのですか。

○下江洋行委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 はい。この条例の案文の中には載ってきませんが、国の取り扱いを見ますと事実婚もオーケーということになっております。

○下江洋行委員長 長田委員。

○長田共永委員 内縁はだめですよ、そうすると。事実婚と内縁は違うので。

○下江洋行委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 国の取り扱いでは、済みません、私、事実婚と内縁とごっちゃにしておりましたけども、いわゆる内縁関係というものも配偶者の中にも含めるという取り扱いになっております。

○下江洋行委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 今の内縁と事実婚というか、その辺の、例えば、戸籍上全く夫婦ではないけども世帯を一緒に生計をともし、例えば何年という基準はあるんですかね。定めというものは。

参考に教えてもらえますか。

○下江洋行委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 今の御質問については、明確な基準というものが私どもは承知しておりませんので、ここでお答えしかねますのでお許しください。

○下江洋行委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第95号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第96号議案 新城市火災予防条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

長田委員。

○長田共永委員 消防長の答弁で、これは新城市に当たるケースは新城ラリーだと、そういう発言があったと思うのですが、例えば夜店だとか軽トラ市が今後、また軽トラ市が膨らむだとか、100という大体露店の数と言われたのですが、そうした場合にそうしたイベントや何かも該当するというふうに理解してもよろしいですか。

○下江洋行委員長 鈴木予防課長。

○鈴木富雄予防課長 市内にはいろんなイベントが今後も今も計画されておりますけれども、これまでの実績からしますと、前に消防長が答えさせていただいたとおりなのですが、100店舗というものはある程度基準としておりますので、100店舗に至った場合には指定催しとして条例の案のとおりさまさまな計画を出していただくということです。

それ以外につきましては、指定催し未満ということで、届け出それから消火器の設置をしていただいで、それをもって安全を確保していただくということを考えております。

○下江洋行委員長 長田委員。

○長田共永委員 あわせて指導のほうが大切

であって、くくりにかけるといふより、いろんなケースがあつて、例えば、イベントの主催者に言うべきものなのか、露店商の方に指導すべきなのかという、条例自体はもちろん全く問題ないということですが、指導の方法というのは、意見ですが、あわせて考えていただければと思います。以上です。

○下江洋行委員長 鈴木予防課長。

○鈴木富雄予防課長 指導のほうは、届け出をしていただいたときに我々消防のほうで配置だとか露店の状況、催しの状況等をいろいろ判断させていただいて、指導をその都度させていただきますし、その折に安全のチェックシートなるものを作成して、みずからが安全を確保できるように、漏れのないような安全確保ができるように、火災予防ができるような指導を、チェックシートをお渡しして指導させていただくということも考えております。以上です。

○下江洋行委員長 ほかに質疑はありますか。
丸山委員。

○丸山隆弘委員 確認させてもらいます。

100店舗未満の場合の状況で、今までの市内のイベントを見ていると、消防署のほうから事前に回っていただいて声をかけていただくところを、私ちょうど昨年のもみじまつりでしたか、そのときにちょっと確認したものですから、これはありがたいなと思って、この条例とはまた別にチェックしていただいているという認識でいるんですけども、そういう認識でいいですかね。

なかなか作業的には大変だと思うのですが、たまたま大きなイベントというか行事があるときに、たまたま消防署としてこのところはちょっと1回注意義務としてPRしようじゃないかという、そういう計画を立ててやられたのかなというふうに、昨年は感じたのですが、その辺のことですが。

○下江洋行委員長 鈴木予防課長。

○鈴木富雄予防課長 昨年は、平成25年に京

都の福知山市で花火大会で火災があつたことを受けまして、その直後ということもありまして安全確保のために我々消防職員が出向いて行って、それぞれの露店業者さんにお声かけをして、消火器だとかいろんな安全確保についてチェックさせていただいたということがあります。

今回、条例改正が行われまして、届け出をしていただくことになりました。それは、例え露店の数ということ基準ではなくて、1店舗であっても対象の火器を使う場合には、消火器を備えていただく、それから届け出をしていただくということですので、その届け出がされれば、我々はその届け出には不備がない、問題がないという状態で受理するというふうに考えておりますので、改めて現地で安全を確認するということは考えておりません。

しかし、届け出していただいた内容を見て、例えば消火器の配置だとか露店の配置状況、消火隊の侵入だとか、いろんな安全上、火災予防上安全な部分でチェックしたほうがいいと消防のほう判断した場合には、届け出を出していただいた上にさらに現場に行って確認させていただくということもあわせて考えたいと思います。

それから、先ほどお話があつた100店舗未満の部分につきましては、今回の条例改正の趣旨として、100店舗未満でも、混雑が発生して露店の周りで火災が発生すると消火や避難が困難になるということも予想されますので、消火器の準備、それから届け出をしていただくのですが、露店業者さん以外のもの、例えば露店業者さんができるようなものは、社会的な広がりがあるというような催しに対して、届け出していただいたりするんですけども、例えば、近親者によるバーベキューだとか、区の催しでバーベキューだったり火を使ったりということも今後想定されると思いますけれども、そういったものにつつまし

ては、個人的なつながりがあってですね、相互に面識もあるし情報の共有も比較的容易にできますし、意思の疎通もできるということで、避難も含むんであろうという判断から、そういったものについては、催し物であってもそういった消火器だとか届け出は必要ないというように考えています。

○下江洋行委員長 ほかに質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 再確認の意味でお聞きしたいのですが。

今、確かに100店舗未満、100店舗以上というところですが、これは新城市火災予防条例の一部改正なんですけども、今、長田委員も述べたと思うんですけど、確かに新城市の1年間計画の中でも、僕もちょうちよく顔を出すんですけど、夜店は意外と2日間の中で、7月の第1と第2の2日間に物すごく人が集中して当然露店商も出てきますけど、確かに100店舗未満といえば未満だと思うんですよ。あとは、花火大会とかそういうところで、雑踏した込み入った中で露店商が出て、当然いろんな火を使って調理して出すものが道路沿いで非常に多いケース、そこに大きく集中してお客さんが集まる、これは別に100店舗以上でも以下でも発生することは原因は一緒だと思うんですよ。

その中で、なぜ100店舗というものを新城市が、他の全国的な例で100店舗を基準にしたと思うんですけど、新城市の特例というのかな、特に夜店とか花火大会などについては、そういうことはぜひ火災予防・災害予防のためにも必要だなと思うんですけども、ただ、この第42条の3のところの(1)から聞くんですけども、業務に関する計画を策定させて提出させるんですけども、防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保にすることという、この実施体制というのは、そういう露店商の皆さんのどういう体制とい

うか、実施、お店についての何を体制を整えるという、これはどういう意味を指しているのか教えていただけますか。

○下江洋行委員長 鈴木予防課長。

○鈴木富雄予防課長 実施体制の確保ということですけども、例えばたくさんの露店が配置されたりして露店の配置ですとか、それから消火の準備、消火・通報・非難の確認だとか、誰がどこの部分をどう担当して火災予防をするのか、避難させるのか、そういった全体の指揮命令系統も含めて、そういった全般、会場全体が安全に催し物が進行できるようなそういった形、全体について体制を確保していただくようなものを確認していただくというふうに考えています。

○下江洋行委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 それは事業主体ではなくて、それぞれの露店商の皆さんが申請する段階でそれだけの体制を確保するとすると、ほとんどの露店商を見ると1人か2人で合同していて、実際にはぱっとプロパンが爆発したときなんか、そういう体制を取るの最低でも複数3人ぐらいいて、今言った避難とか実際の消火活動、でも現実問題はほとんど1人で皆さんやられている、どこの露店商もほとんどそうだと思うんですよ。

それで、この体制というものが確保、書類上は出ても実際、現実難しいと思うんですけど、その辺はどのように消防本部としては考えているのか、もう一度お願いしたい。

○下江洋行委員長 鈴木予防課長。

○鈴木富雄予防課長 この実施体制の確保というものは、第1号からずっとありますけれども、屋外催しに係る防火管理ということで、指定催しという部分に係るものです。

指定催しということになりますと、全体をしっかりと防火管理をして、それぞれの露店業者さんが個別に安全確保したのではとてもではないけれども大勢の集客の状況を安全にクリアすることはできないでしょうということ

から、全体を見て、どういう配置にするのか、それから、例えばこの部分は露店を少し離していただいたほうがいいでしょう、いろんな全体の安全管理に係る確保という意味で考えています。

○下江洋行委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 ということは、それは催しを主催する主催者側に対する指導なのか、露店商が100店舗以上集まった場合はこの申請なので、100店舗以上集まった露店商組合に対する指導になるんですよね。

○下江洋行委員長 鈴木予防課長。

○鈴木富雄予防課長 指定催しに指定しますと主催者に対して計画を出していただくということですので、主催者の方が全体を見渡して指揮命令系統も含めて安全を確保していただくプランを考えていただくという意味でございます。

○下江洋行委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第96号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第99議案 市有財産の無償譲渡及び第100号議案 市有財産の無償譲渡の2議案を一括議題とします。

これより本2議案を一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 1点、教えていただきたいんですけど、第99号議案ですけども、新城市豊栄字道塚811番4からですけども、この前、資料提供の中からこの公図の図面があるんですけども、確かに私の地元ですのでよくわかるんですけど、この813の4と813の1と811の4はわかるんですけども、公道との間にある813の6と813の5は市有地なのか、私有地なのかということなんです。

参考で結構ですけど、ちょっと教えていただけますか。

公道敷は813の3と811の5だと思うんですけども、そうすると、これがもし個人所有とか、市の道路敷になっていけば問題ないと思いますが、これだけへこんで道路敷はないと思うんですけども、個人だと無道路地みたいになっちゃうし。

○下江洋行委員長 古田財政課長。

○古田孝志財政課長 公図のほうの813の6、813の5に関しましては、県の道路用地ということなんです。愛知県の公衆用道路というふうになっています。

○下江洋行委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 では、その上の813の3とか811の5と、右のほうへ行って814の4とか、左へ行って809の3というものは、これは新城市というふうに理解していいんですね。

違うのか、これは全部愛知県ですか。

○下江洋行委員長 古田財政課長。

○古田孝志財政課長 813の3と811の5は、内務省の名義になっています。

○下江洋行委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより本2議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第99号議案及び第100号議案の2議案を一括して採決します。

本2議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本2議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第101号議案 財産の取得を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○下江洋行委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 これは、消防本部に聞くというよりも、契約検査課になるので。

これは、同日付で第101号と第102号と第103号議案の入札を、確か一般競争でやっているはずだと思うんですけども、一般競争で参加者がよく似たケースと、確か市じゃなかったかな、3者しかないという、その3回の中で同じ同時間で、確かずれてやっているはずの中に、参加しているところと参加してないところと、まちまちの参加者だったんですけども、多い時は8者か9者かあって、真ん中のやつだから102号は確か3者しかなかったような気がしたんですけども、この入札に関する一般競争の参加願いとこのか参加届け出というものは、どういう形で皆さん受付というのかな、契約検査課としての。

それでは、この第101、第102、第103については、時間差でやったんですね。時間差というか、その場で、時間差で。

(「電子入札じゃないか」との声あり)

○下江洋行委員長 第101号についてのみお願いします。

次に、それ以降は。

[「それは、部会でやったほうがいいので

は」と呼ぶ者あり]

○下江洋行委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 いいです。それでは、取り下げます。

○下江洋行委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第101号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第102号議案 財産の取得及び第103号議案 財産の取得の2議案を一括議題とします。

これより本2議案を一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより本2議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第102号議案及び第103号議案の2議案を一括して採決します。

本2議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本2議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、総務消防委員会を閉会します。

閉 会 午前9時34分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総務消防委員会委員長 下江洋行